

# 集落営農法人の経営財務に関する一考察 —広島県東広島市の集落営農法人を参考に—

A Consideration on the Management and Finance of a Village Farming Corporation:  
Refer to the Village Farming Corporation in Higashi-Hiroshima City, Hiroshima Prefecture

(2022年3月31日受理)

岸 保 宏  
Hiroshi Ganbo

Key words : 集落営農法人, 経営財務

## 抄 録

中山間地域にある広島県東広島市の水稻を中心として営農する集落営農法人を事例に、農業経営を3つのステージ(①設立時②経営確立時③経営展開時)にわけ、経営財務の予備的考察を行った。本稿では、概要面の整理にとどまるが、経営財務の面からは「初期投資による資金の必要性→農業経営の安定化、内部留保によるストックの必要性→施設や農業機械等の更新時期への対応」といった点が見られる。その道程は、①農業補助金の有効な活用、②税制の留意と活用、③持続的な農業経営の基盤を作ることが求められるとし、集落営農法人の経営を考察した。

## 1. はじめに

農業の生産基盤の弱体化が著しい中、農業の担い手として集落営農法人がその役割を期待されている。筆者が住む広島県では、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化し、中山間地域を多く抱える地域農業を鑑みると、集落営農法人の役割や意義は大きい。

そこで本稿では、集落営農法人の経営財務の予備的考察の位置づけとする。そもそも木南(1995)が指摘するように、集落営農経営は、地域特性に代表される経営環境や地域条件で大きく異なると言われる。言い換えると、全国の集落営農法人は地域ごとに特色があり、一辺倒の回答とは言えないと判断する。

さて、安藤(2007)によると、集落営農の本質は、「農地を守るための地域の危機対応」であり、本来、集落営農は地域政策で取り組まれてきた。もともと集落営農は、島根、広島などの中国地方の中山間地域や滋賀、富山な

どの総兼業農家地帯など担い手不足が深刻な地域で立ち上げられてきた経緯がある。

その文脈から、①全国で集落営農法人<sup>1</sup>の多い都道府県である広島県は、比較的早くから集落営農の法人化の事例があり、歴史があること、②筆者の住まいが広島県にあることもあるが、先行研究においても広島県の事例は多く見られることから、活用がしやすいこと、③広島県は中山間地域が県土の4分の3を占めており、集落営農の事例では適当なエリアであることを主な選定理由として、本稿を進めたい。

本稿では、以下の構成で進めることとしたい。

前提として、集落営農法人の経営を、①設立時②経営確立時③経営展開時の3つのステージに分け、検討する。そして、上記の限定に加え、対象とする集落営農法人は、2000(平成12)年あたりの時期に設立された法人の事例とする。なぜなら、農業政策から集落営農法人の設立の促進がもっとも盛んな時期であり、かつ組織化や法人化

<sup>1</sup>2020年の農林水産省大臣官房統計部の資料によると、広島県は多い順から8番目である。広島県は271件の法人数である。

に必要な資金として農業補助金<sup>2</sup>が多く受けることができた。また②経営確立時③経営展開時を考えると、①設立時から約20年経過していることから、経過を検証しやすい。

まず、①設立時の検討である。集落営農法人の設立に向けて、集落でこれからの集落営農の話し合いをし、理解を習熟に時間をかけて法人化の合意形成をしていく。設立時では、集落営農法人の構成員の出資と農業補助金、金融機関の融資などが想定されるが、集落営農法人に限らず、法人の立ち上げ、創業時には何かと資金が必要になる。しかし農業の場合、農業補助金が大きく、特徴的な財務の傾向として見られる。設立から7年程度の期間を想定し、検証をする。

次に、②経営確立時の検討である。持続的かつ安定的な法人経営の時期を想定する。集落営農法人の経営は市場原理を貫徹した経済効率を重視するよりは、農村の多面的機能である農地保全や地域維持といった点に重きが置かれる。集落営農法人の経営を維持・継続をし、地域を集落で守るために、たとえ経済的に非効率であっても、集落営農法人が社会的企業<sup>3</sup>として役割を担うことは必要である。こうした集落営農法人の持続的かつ安定的な法人経営の財務状況を検証する。

最後に、③経営展開時の検討である。②経営確立時から次の展開へ進んでいる段階を想定している。飛田・岸保(2012)では、集落営農法人の10年間の財務諸表を具体的に比較している。そこでは実際の財務数値を10年間の経年で表しているが、当初は農業補助金や融資の資金調達を通じて、安定的な法人経営に役立てていることを明らかにした。そして、徐々に融資借入れは減少して

いることがわかった。また、農業補助金なしで安定的な法人経営とまではいかないが、組織化や法人化に必要な資金、農業機械や施設への投資などが一定レベルには整ってきていることを示されたが、では次の段階に進むと、どのように法人経営をしていくのかという経営展開時を検証したい。

以上、上記の3つのステージごとに整理・検証をし、集落営農法人の経営財務の考察の結語としたい。付記しておく点として、水稻を中心に営農を行っている集落営農法人を前提として議論する。

## 2. 集落営農法人の経営財務状況

集落営農法人の経営財務を検討するにあたり、①設立時②経営確立時③経営展開時の3つのステージに分けて考察をする。

### 2.1 集落営農法人の設立時

集落営農の法人化のステップは、地域課題の話し合い、検討の場設置期、合意形成期、設立準備期を経て、組織化をする<sup>4</sup>。一般的には、集落の話し合いを通じて、機械の共同利用を図るために、任意組織である協同組合を設立する。そして栽培品目を統一し、同じ栽培基準によって生産した農作物を一元的に販売し、経理も一元化する組織を担い手として特定農業団体<sup>5</sup>を経営安定のため交付金の交付ができるように位置付けた。通常は、「任意組織である集落営農組織→特定農業団体→農業生産法人→特定農業法人<sup>6</sup>」の段階を踏むが、広島県の場合、特定農業団体は組織せず、いきなり集落営農法人の設立を

<sup>2</sup>負担金や交付金や奨励金など多種多様にあるが、それを包括する総称として、ここでは「農業補助金」とする。農業補助金の個別的・具体的に記す必要がある場合は、区別して表記する。

<sup>3</sup>楠本(2010)によると、集落営農法人は、集落を基礎とする社会的企業であると指摘している。

<sup>4</sup>広島県(2012)、19頁

<sup>5</sup>特定農業団体とは、農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織。具体的には、(1)担い手不足が見込まれる地域において、(2)その地域の農用地面積の3分の2以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者(農用地利用改善団体)が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、(3)地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織(農作業受託組織)である(基盤強化法第23条第4項)。また、この他に特定農業団体の要件については、法人化計画を作成すること、定款又は規約があること、目標農業所得を定めた主たる従事者がいること、組織として一元経理を行っていること等の要件がある。

<sup>6</sup>特定農業法人とは、(1)担い手不足が見込まれる地域において、(2)その地域の農用地面積の過半を集積する相手方として、農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた法人であって、(3)農用地利用改善団体の構成員から農用地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人である(基盤強化法第23条第4項)。

指導し、組織化するのが特徴である。

こうした道程から集落営農法人を組織化していくが、設立運営していくにあたり、新たな設備投資が大きな負担となる。

吉弘（2012）が5つの東広島市の集落営農法人<sup>7</sup>の設立時の資金額ならび農業補助金割合を整理しているのを参照する。

表1 集落法人設立時の資金額と補助金割合

法人名	設立年次	農地面積 (ha)	資金総額 (千円)	出資金	補助金	自己資金 (借入金等)
ファーム・ウチ	H9.11	37.6	64,539	3,788 (5.8%)	55,279 (81.0%)	21,389 (32.1%)
きだしげ	H13.10	25.9	45,510	3,994 (8.7%)	32,273 (70.8%)	9,273 (20.4%)
アイ・おたけ	H14.10	43.9	84,752	4,211 (4.9%)	52,434 (61.8%)	7,877 (12.2%)
ファーム・イースト産地	H15.10	23.7	51,879	3,591 (6.9%)	32,430 (62.6%)	15,658 (30.2%)
ファーム・おた	H17.11	31.1	62,138	8,534 (13.7%)	35,123 (56.5%)	23,578 (38.1%)
5法人の合計		235.1	288,818	25,082 (8.7%)	185,386 (64.4%)	77,767 (26.9%)

出所：吉弘（2012）, 22頁より転載

ここでわかることは、農業補助金の比率が極めて高い。5法人の合計を見ても、補助金の割合は6割を超えている。また吉弘（2012）は、集落営農法人設立時のアンケートとして、集落営農の組織化・法人化に必要な支援を取り上げているが、初期投資への助成が5割を超える回答であり、法人設立の合意形成が困難であることを示している。

では、法人設立当初の初期投資はいかなるものであるのだろうか。新設する法人への農業機械や施設等の資産の整備や既存の資産の引継が考えられる。多くの集落営農法人は、補助事業等で導入した機械や施設等の固定資産を引き継ぎ、法人に資産を移転する。

まず譲渡の場合、有償と無償の場合から考えてみることにする。有償の場合、譲渡益の補助金相当額は返還を要する。ただし、集落営農の法人化（実質的な同一性の担保が条件）の場合にも補助金の返還不要となる。有償で時価の場合、法人税はとくに課税はなく、譲渡価格を取得価額に中古資産として減価償却することとなり、消費税は譲渡価格には仕入税額控除の対象である。一方、有償で簿価の場合、低額譲受として時価との差額の受贈益に課税、時価相当額を取得価額に中古資産として減価償却する。消費税は時価相当額でない譲渡価額が課税仕入れとなる。無償の場合、補助条件承継が条件であるが、

基本的には補助金の返還はない。法人税は「無償による資産の譲受け」（法人税法22②）として時価相当額に受贈益に課税、時価相当額を中古資産として減価償却する。消費税は、課税仕入れはなく、仕入税額控除は不可である。

ちなみに組合員個人の所得税の課税で言えば、以下のとおりである。個人や任意組織からの資産の引き継ぎで言えば、譲渡の場合、農業用機械、果樹、家畜などの生物は、一般に法人に時価で譲渡する。総合課税の譲渡所得になるが、補助金で取得した減価償却資産を除き、一般に帳簿価額を時価として差し支えないので課税されない。貸付の場合、法人に貸し付けた場合には、雑所得になるため、赤字が生じても損益通算できず、また、雑所得は青色申告特別控除の対象とならない。

また建物、構築物の譲渡では、不動産は賃貸をするのが一般的だが、譲渡する場合には時価で評価する。土地建物等の譲渡所得として分離課税になるが、一般に帳簿価額を時価として差し支えないので課税されない。貸付の場合、個人（任意組合の構成員の場合を含む）において、不動産の貸付けによる所得は不動産所得となり、青色申告であれば、青色申告特別控除が控除できる。

土地の場合、農地の利用権設定をして賃貸するのが一般的である。

最後になるが、棚卸資産は①肥料、飼料、農業などの原材料、②未収穫農産物、販売用動物など仕掛金、③農産物などの製品は法人に有償で譲渡する。棚卸資産の譲渡による所得は事業所得となるが、帳簿価額で譲渡すれば実質的に課税はされない<sup>8</sup>。

以上のように、農業事業を集落営農法人で始める場合、個人の資産を法人へ移転する財産があるので、課税の問題として譲る側も引き受ける側も大きくのしかかる。そして、トラクターなどの農業機械を新たに購入する、農業施設を建設するなど、多額の資金がかかるので、制度資金や農業補助金を活用するなど、初期投資の資金手当てをどうするのかという経営財務の問題がある。

最近ではこれまで新規就農支援で機械や施設などの導入支援への助成<sup>9</sup>がなかったが、2022年度より、新規就

<sup>7</sup> 広島県では、集落営農法人のことを集落法人と呼ぶ。吉弘論文では、集落法人で統一されている。

<sup>8</sup> 全国農業会議所・全国農業協同組合中央会編集（2006）、85頁

<sup>9</sup> 集落営農の法人化の推進時には補助金が多く存在したが。

農する際に必要な機械や施設の導入にかかる初期費用について、上限1000万円まで補助する制度<sup>10</sup>を新設される。負担が大きい初期投資を支援することで、国は就農を後押しする狙いがある。

## 2.2 集落営農法人の経営確立時

集落営農法人の設立時に検討したように、農業施設や機械といった多額の設備投資を農業補助金や交付金あるいは制度資金等で資金調達していることが経営財務での問題であると指摘したが、設立から10年あたりで経営が安定する。本稿では経営確立時とするが、設立当初に必要な不可欠な資産を整備できたことが大きな要因と思われる。

以下、東広島市で平成15年に設立した農事組合法人ファーム・イースト造賀から提供された資料を抜粋した表2を参照したい。

表2 施設・農機具等整備状況（設立当初）

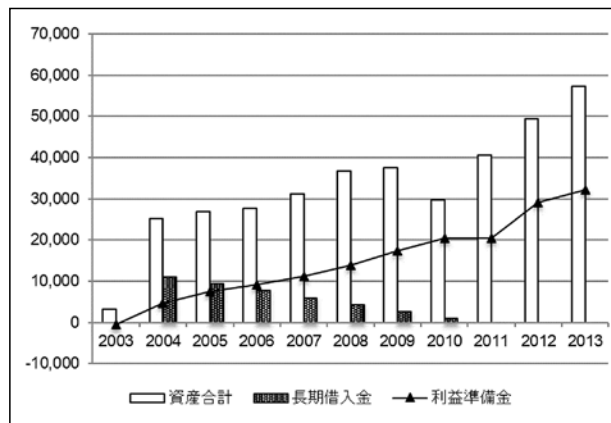
名称	数量	取得年月	耐用年数	取得価格
倉庫兼作業場	1	16.3	7	4,866,000
用数施設一式	1	16.3	7	592,431
育苗ハウス一式	1	16.3	7	2,300,000
トラクター	1	16.3	7	4,200,000
代掻きロータリー	1	16.8	7	698,000
コウボキャスター	1	16.8	3	260,000
田植機	1	16.3	7	1,840,000
ピークル	1	16.3	7	3,200,000
大豆堆肥・播種機	3	16.3	3	240,000
中耕ロータリー	1	16.3	7	558,000
溝堀機	1	16.3	7	380,000
催芽器	1	16.3	7	240,000
苗コンテナ	1	16.3	7	105,000
糞タンク	1	16.3	7	320,000
昇降機	1	16.3	7	314,000
2tトラック（中古）	1	16.3	7	250,000
ピークル粒剤散布装置	1	16.3	7	400,000
コンバイン	1	16.7	5	6,500,000
大豆コンバイン	1	16.7	2	4,750,000
大豆乾燥機	1	16.7	7	1,698,000
大豆選粒機	1	16.7	7	950,000
フレコン（コンバック）	1	16.7	7	114,000
フォークリフト（中古）	1	16.7	2	500,000
水稻播種機	1	16.3	7	280,000
動力噴霧機	1	16.8	7	400,000
倉庫付属設備	1	16.5	7	570,000
計				36,525,431

出所：農事組合法人ファーム・イースト造賀「10年のあゆみ」

法人設立当初に導入した施設や農機具等整備状況が整理されている。この設備投資には、農用地利用集積促進費（国庫補助）14,183,865円、広島県ステップアップ事業18,447,000円、近代化資金借入12,670,000円、出資金3,591,000円を資本として整備したとしている。表2で施設や農機具の個別項目を挙げているが、耐用年数が7年のものが多い。実際、熊谷(2000)が指摘しているように、作業機械や施設の耐用年数は6年から10年と長いので、経営内部留保によって、負債を減らすためには数年を必要とする。一方、借入制度資金（融資）の償還期間は10数年という長期に及ぶので、投資に長期的な視点が必要である<sup>11</sup>。一定の農業経営に必要な設備導入をし、経営安定をするには時間を要することも言えるだろう。

次に表3を参照することとする。農事組合法人ファーム・イースト造賀の資産合計、長期借入金、利益準備金の推移表である。

表3 資産合計、借入金、利益準備金の推移



出所：農事組合法人ファーム・イースト造賀「10年のあゆみ」

法人設立時に、359万円の資本金を集めて、経営を開始し、平成16年に1,000万円超を借り入れて、機械や施設を導入した。そしてこの借入金を平成22年に返済した後には、全て自己資本で賄い、新たな借入はない経営体となっている。また、平成15年度決算では、326万円であった法人の資産合計が、平成24年度決算では、4945万円まで増加した。法人設立から10年で、3億5千万を売上げ、

<sup>10</sup>補助割合は、国が2分の1、県4分の1、本人4分の1である。

<sup>11</sup>熊谷(2000), 105頁

営業利益は1,800万円、営業外収入1億8,000万円と合わせ、経常利益の合計は1億2,600万円であった。そしてこれまでの設備投資額は9,300万円であり、そのうち設立時の投資3,600万円、2期目以降、機械の更新や増設のために5,700万円を投資したと整理している。

この事例からわかることは、法人化により安定的な利益を確保し、健全経営を進めている。他の集落営農法人の事例としては、飛田・岸保（2012）で設立から10年間の財務諸表を開示しているが、年度を重ねるにつれ、経営資金の安定化が見られることは伺える<sup>12</sup>。

### 2.3 集落営農法人の経営展開時

集落営農法人の設立時は、初期投資という資金、経営確立時はその初期投資を通じて、投資と回収、内部留保による経営の安定という流れの中で、次の経営展開時を考えてみたい。

前段の過程の中で、認定農業者<sup>13</sup>に該当する農地所有適格法人（認定農地適格法人）及び特定農業法人に対する課税の特例制度として、農業経営基盤準備金制度があるが、多くの集落営農人はこの制度を使って、課税の繰り延べをしつつ、農業経営に役立てている。

この制度は、平成19年度税制改正で創設され、適用期限の延長で続いている<sup>14</sup>が、概要は以下のとおりである。

農業経営基盤準備金制度は、青色申告をする認定農業者等の個人または農地所有適格法人<sup>15</sup>が、農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を必要経費又は損金に算入するものである。積立限度額は、交付を受けた経営所得安定対策交付金等を基礎として計算を行い、農業経営基盤準備金の積み立ては、農業経営改善計画の「生産方式の合理化に関する目標」に掲げている機械・施設の取得のためなど、農業経営改善計画などに従って行うこ

ととなる<sup>16</sup>。

集落営農法人の経営展開時においては、施設や機械の更新時期と重なり、この制度の活用が増えてくる。前節での経営確立時に、設備投資の回収、経営の安定化をし、金融機関などの借入金もなくなり、資金の内部留保が出来ている。集落営農法人の農業経営は、無理な経営をせず、「集落を皆で守る」視点があつてこそ、成立している。

この経営展開時において、集落営農法人の設立後、10年以上経過し、次の世代へバトンタッチする時期になる。継続的に安定的な集落営農法人の経営構築を図る一方で、切実な「担い手問題」がある。経営財務的には、地域維持のための集落営農法人経営は可能かもしれないが、新たに新規就農者を雇用し、専業までの資金の余裕はない。6次産業化をはじめ、経営多角化を通じて、外部から人材を雇用していく企業経営を進める事例も見られる。岩瀬他（2019）で示されているように、6次産業化によって売上高は増加する一方で、利益率が向上していない現状からも内部事情は厳しい<sup>17</sup>といえる。

故に、6次産業化をはじめに、経営多角化をし、事業拡大を目指す集落営農法人は別にして、長期的に地域を守り、農業経営を継続・維持していく方法を選択し、安定経営を模索している集落営農法人を対象と考えると、既存の農業事業でかかるコストの削減努力に力点が置かれている。東広島市の集落営農法人の事例で言えば、集落営農法人同士が大型機械を共同利用し、経費削減と作業の効率化を図り、設備投資の資金を減らすための別法人を設立し経営する取り組みや、農道の整備・畦畔の草刈りや水路掃除などの資源保全管理、農用地や水利用の調整等の公益部分を担う、地域資源管理法を設立し、生産販売機能である農業の基幹事業を分けつつ、経営コストを下げる取り組みも見られる。

<sup>12</sup>本稿では、6次産業化など多面的な農業経営を行い、農業の企業経営へ進んでいる集落営農法人を対象としていない。長期的に地域を守り、農業経営を継続・維持していく方法を選択し、安定経営を模索している集落営農法人を想定している。6次産業化や多面的経営で、新規雇用の確保や収益拡大を目指す方法を選択する集落営農法人の場合、経営財務の議論も異なるので、別段の議論としたい。

<sup>13</sup>認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の規定に基づいて、「農業経営改善計画」を作成し、その内容が各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に照らして、適切であるとともに達成が見込まれるとして市町村から認定を受けた者を指す。

<sup>14</sup>過去に7度、適用期限は延長され、令和4年度も制度は延長されている。

<sup>15</sup>農地所有適格法人とは、農地法で規定された呼び名で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人のことである。要件などは、農林水産省ホームページなどで参照されたい。

<sup>16</sup>森・西山（2021）、86頁

<sup>17</sup>岸保（2018）でも整理したが、農業と飲食業（6次産業化等の経営多角化による加工・販売業）とは事業性が異なる。コスト意識・計画の差など整理しているので、参照されたい。

今後は、担い手不足の現状から、近隣の集落営農法人のM&Aを通じて、財務状況は健全かつ安全であっても、農業現場の実情が経営に影響を及ぼしてくると予想している。

集落営農法人の経営展開時は、農業経営の第2段階が到来していると思われる。

### 3. お わ り に

筆者はかつて集落営農法人の会計の役割として、農業経営を維持・継続するために、①固定資産の管理、②労賃・支払地代が継続的にできることが重要であると結論づけた。この点は会計に限らず、集落営農法人の経営では必要不可欠な要素と考える。

つまり、集落営農法人の経営発展のステージを検討したが、経営財務の面からは「初期投資による資金の必要性→農業経営の安定化、内部留保によるストックの必要性→施設や農業機械等の更新時期への対応」といった点が見られる。その道程は、①農業補助金<sup>18</sup>の有効な活用、②税制の留意と活用、③持続的な農業経営の基盤を作ることが求められる。

一つ目の集落営農法人の設立時では、施設や機械などの設備投資の資金をどう調達し、次のステージにつなげていくのがポイントになる。設立時の農業補助金の依存の問題と、特にここでは、個人資産を法人資産へ移転する際の課税問題を取り上げた。農林水産省(2021)によると、集落営農組織の法人化は、令和2年2月時点では、5458法人と5年前と比べて、3622法人から50.7%増加している<sup>19</sup>ことを踏まえると、法人化をする際に、農業補助金など制度活用や出資金、借入金などで設備投資に対する資金手当てをし、耐用年数の多い7年あたりで経営確立にもっていききたい。ただし、事例で登場した集落営農法人の政策的支援が厚い時期であったため、実際には10年あたりが適度と思われる。かつ米価の低下、近年の著しい気候変動は、計画性が立てにくい部分である

ので、この点を踏まえると、長いスパンで考える方がいいのではなかろうか。

二つ目の集落営農法人の経営確立時では、持続的で安定的な集落営農経営を行うには、この時期に資金の内部留保できる体制を整えることが必要である。トラクターやコンバインの農業機械の耐用年数後、いかにメンテナンスをし、使用する、そして設立時に必要な施設整備をし、高コストになる資金投入をできるだけしないような経営計画と実践がポイントとなる。農業補助金や税制を含めた制度、借入金など制度融資等、ここで無理のない経営を進めたい。

三つ目の集落営農法人の経営展開時では、農業経営の次のステップの段階であるとともに、農業施設や機械の更新時期に差し迫っている。農業経営基盤準備金の税制活用を通じて、それらの再整備をしている。蓄積した内部留保が出来ているので、制度活用はするものの、健全な経営の中で制度融資等を利用するなど、安定的な経営が出来ている。しかしこれまでの地域維持を目的とした集落営農法人経営の財務的な問題はないが、専業として雇用するほどの財務基盤は備えていないが、集落営農法人の目的である地域維持が継続的にできるように、これまでの農業経営費のコスト削減に向けた取り組みも見られるというのが特徴と言える。

最後に残された課題を挙げて、結語としたい。限定的な地域、とりわけ中山間地域にある東広島市の集落営農法人を念頭に議論を進めているが、他県、全国を網羅した議論ではない。それぞれの集落営農法人の個別事情もあるが、上述の点は示唆できるだろうと考える。

そして、集落営農農人の経営財務の概要、予備的考察をしているので、細部にわたるものではなく、大枠での指摘にとどまっている。事例を多くの法人も上げつつ、詳細な分析は出来ていないことは、本稿では扱えなかった点である。

<sup>18</sup>木原(2017)が農業に対する制度補助金を2つの特徴があると整理している。一つ目は用途が明確であることであり、経営体育成支援事業のような施設・設備の投資への補助か、経営所得安定対策のような所得補償への補助かの2つに大別される。二つ目は直接的に農業経営の所得向上に関わることである。他産業における制度補助金は、製品開発や販路拡大のように社会経済の波及効果を見越した間接的な補助が多数見られるのに対し、農業では所得向上への直接的な補助が大半である。

<sup>19</sup>農林水産省(2021), 137頁

## (引用・参考文献)

- 安藤光義編 (2007) 『集落営農の持続的な発展を目指して－集落営農立ち上げ後－』 全国農業会議所, 4頁
- 伊庭治彦 (2010) 「農業経営支援のための助成金の制度と機能に関する考察 : 固定資産調達に対する助成金の非効率を視点として」 『農林業問題研究』 第46号1巻, 51-56頁
- 今村奈良臣 (1978) 『補助金と農業・農村』 家の光協会
- 岩瀬名央・納口るり子・大室健治・松本浩一・森佳子 (2019) 「6次産業化に取り組む農業法人の財務・資金管理に関する研究」 『農業経営研究』 第57巻3号, 59-64頁
- 加藤剛一 (1984) 『補助金制度 その仕組みと運用』 日本電算企画
- 岸保宏 (2018) 「農業の会計管理の考察 : 飲食業への展開を題材として」 『立命館経営学』 第57巻第1・2号, 67-80頁
- 木南章・木南莉莉 (1995) 「地域営農集団の機能と管理」 『農業経営研究』 第33号第1巻, 21-29頁
- 木原菜穂子 (2017) 「補助金の会計処理が農業経営に与える影響－青年等給付金を例に－」 『農業経営研究』 第54巻第4号 (通巻171号), 48-53頁
- 楠本雅弘 (2010) 『進化する集落営農』 農文協
- 熊谷宏 (2000) 「法人農業経営における資金管理の基本問題」 『農業経営発展と投資・資金問題』 (辻井博・稲本志良編著) 富民協会所収
- 岸保宏 (2020) 『集落営農法人の経営発展における会計管理の役割とその展望－広島県東広島市の事例を手掛かりに－』 東京農業大学農学研究科博士論文
- 飛田努・岸保宏 (2012) 「集落営農法人における会計管理の実際－農事組合法人さだしげにおける複式簿記の導入を事例にして－」 熊本学園大学大学院会計専門職研究科 『会計専門職紀要』 第3号, 71-86頁
- 飛田努・岸保宏 (2015) 「地域に根差した集落営農法人の経営状況と今後の課題－農事組合法人ファーム・イースト造賀の事例－」 熊本学園大学大学院会計専門職研究科 『会計専門職紀要』 第6号, 17-31頁
- 全国農業会議所・全国農業協同組合中央会編集 (2006) 『集落営農マニュアル 第2版』 全国農業会議所
- 農事組合法人ファーム・イースト造賀 「10年間のあゆみ」 提供資料
- 農政調査委員会 (1965) 『日本の農業－あすへの歩み－ 39農業補助金の構造』 不二出版
- 農林水産省 (2021) 『令和3年度版 食料・農業・農村白書』 日経印刷
- 農林水産省 「集落営農・特定農業団体に関するQ&A (第2版)」, [https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninait/e/n\\_seido/syuuraku\\_qa\\_q.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninait/e/n_seido/syuuraku_qa_q.html) 令和3年7月24日閲覧。
- 広島県 (2012) 『集落法人の手引』
- 宮本憲一編 (1990) 『補助金の政治経済学』 朝日選書
- 森剛一 (2020) 『改訂新版 法人化塾 集落営農2階建て法人化とインボイス制度対応』 農山漁村文化協会
- 森剛一・西山由美子 (2021) 『農業経理士教科書【税務編】 (第6版)』 大原出版
- 山本公平 (2021) 『集落営農法人の持続的経営を図るシステム』 広島大学大学院生物圏科学研究科博士論文
- 有限責任監査法人トーマツ (2015) 『金融機関のための農業ビジネスの基本と取引のポイント』 経済法令研究会
- 吉弘昌昭 (2012) 『集落農場型農業生産法人の展開と組合意識に関する研究－広島県における集落法人の事例を中心に－』 広島大学大学院生物圏科学研究科修士論文

